

電力の需給ひっ迫に伴う停電等に係る防火安全対策の徹底について

平成 27 年度夏季の電力需給は、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しですが、九州電力管内は単独では予備率 3%を確保できず、他地域から受電せざるを得ないなど、引き続き電力需給は予断を許さない状況であるとされています。

電力の需給ひっ迫により大規模停電が発生した場合には、電源が必要な消防用設備等が有効に機能しなくなる等に伴う防火対策への支障が懸念されます。

このことを踏まえ、次の項目を参考に自主的な防火管理等により防火安全性を確保していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 消防用設備等及び特殊消防用設備等に関すること

(1) 消防用設備等が計画停電時に作動しない場合に備えた対応

非常電源の容量を超えて計画停電の時間が続くと見込まれる場合等は、消防用設備等が作動しない場合に備えて、下記により対応してください。

ア 消火設備（屋内消火栓、スプリンクラー設備等）

消火器の設置場所及び使用方法を再確認し、適正使用できるように十分な訓練を行ってください。不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備等の自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認してください。

イ 警報設備（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備等）

施設内の巡回等によりこんろその他の火気使用設備、器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見及び当該設備の設置範囲内への連絡、周知体制を確保してください。

ウ 避難設備（誘導灯等）

防火対象物の関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認してください。

(2) 自家発電設備等の機能の確保

消防用設備については非常電源が附置されていますが、本来は火災時の停電の際に消防用設備等を作動させるものであり、大規模停電（計画停電）により長時間の停電が発生する場合を想定していないので、下記により対応してください。

ア 非常電源の稼働可能時間を事前に確認してください。

イ 原則として、停電時における非常電源の自動起動を維持してください。ただし、停電の発生時間が非常電源の稼働可能時間を超えて長時間となることが予想される場合であって、やむをえず非常電源を手動起動とする場合には、（1）に掲げる事項を徹底するとともに、防火体制に万全を期し、常用電源復旧後は必ず停電

時に非常電源の自動起動が行われる設定に戻してください。この場合において、防火対象物の関係者は、停電時に非常電源を手動起動とする場合の対応や防火体制等を確保するよう、従業員等への周知徹底を図り、必要に応じて消防本部に事前に相談をしてください。

ウ 消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合は、必要な燃料の確保に努めるとともに、常用電源復旧後に直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、さらに燃料の補給、点検の実施等により、火災時の機能に支障のないように措置してください。

なお、燃料が空となった後に燃料を補給した場合においては再び使用するために当該自家発電設備のエンジン部分の空気抜きが必要なものがあることから、燃料タンクの減液警報が鳴動した際に自家発電設備を停止することやエンジン部分の空気抜きの方法を確認すること等、事前に対応方法を確認してください。

(3) その他の留意事項

消防用設備等の中には、常用電源による通電が停止した場合に警告音を発するものや自動的に作動を開始するものがあることから、事前に停電時の動作状況及びその停止方法を確認するとともに、必要に応じて在館者や利用者その他関係者に対する周知を図ってください。

2 危険物施設に関する事項

(1) 保安管理

危険物施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認してください。

(2) 自家発電設備の点検や試運転における留意事項

自家発電設備の稼働に備えた関連設備の点検や試運転を行う場合は、発電設備のサービスタンク、配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認してください。

(3) 消防用設備等の留意事項

危険物施設の消防用設備等についても、**上記1**に掲げる事項について留意してください。

3 その他の一般事項

(1) 火気管理の徹底

防火対象物の関係者等は、火気の使用等は十分に注意して行うこと等、火災の発生防止に努めるよう、在館者や利用者その他関係者に対して周知を図ってください。

また、電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、再通電火災の発生防止の観点から、スイッチを切る等の措置を講じてください。

(2) 119 番通報体制の確保

I P 電話や F A X 機能付き電話等の一部の電話機では、停電時に使用不能となるものがあるので、予め確認し確実な 119 番通報体制を確保してください。

(3) 避難経路等の確保

停電時、電気錠が設けられた扉、自動ドア等が機能を失って通行不能となるおそれがあることから、避難経路及び消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じてください。

(4) 停電時におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力源とするエレベーターや遊具等については、計画停電実施予定時間前にその使用を制限してください。

4 お問い合わせ先

春日・大野城・那珂川消防本部 予防課

TEL 092-584-1195 (消防用設備担当：指導係)

TEL 092-584-1196 (危険物施設担当：予防係)